

## 自立生活運動と脱施設化への政策転換の課題

DPI 日本会議・副議長 尾上 浩二

### 1. 日本における自立生活運動の歴史

#### 1970年代:

- 親による障害児殺し事件(優生思想の内面化に基づく)とそれに対する障害当事者からの問題提起
- 入所施設における入所者への人権侵害に関する告発運動
- 公共交通機関での車椅子ユーザーの乗車拒否・入店拒否などに対する闘い
- 分離教育制度への反対運動、子どもたちが共に学び育つ教育を求める運動

#### 1980年代:

- 地域において障害者が生活していくための場や、障害者運動の拠点を形成する動き(地域作業所づくりや自立生活センターの設営など)
- 都市部において「全身性障害者介護人派遣事業」の制定を求める運動(これは、日本版 PA とも言える、現行の「身体障害者重度訪問介護制度(重訪)」の原型となった)

※障害当事者の主導による運動のハブとして、1986年にDPI日本会議が結成される

#### 1990年代:

- 交通アクセスを求める全国的キャンペーンの展開;自治体でのアクセス(バリアフリーのまちづくり)条例制定運動
- 各地での介護制度の充実
- 知的障害の当事者運動(ピープルファーストなど)や精神障害の当事者運動が広がる

※障害者自立生活センターの全国ネットワークとして1990年にJIL(全国自立生活センター協議会)が結成される

#### 2000年代:

- 2003年にホームヘルプの利用上限設定に反対し2週間に及ぶ闘い
- 新たな「支援費制度」の導入により多くの介護事業所が立ち上げられる
- 医学モデルに偏った、コンピューター判定による障害程度の認定方法や障害福祉サービス利用料を導入する「障害者自立支援法」が作られ、大きな反対運動が繰り広げられる
- 結果として、法改正により障害者総合支援法に変わる

★これらの半世紀に渡る運動によって以下の成果を実現してきた:

- 重度訪問介護制度をはじめとする介護保障
- バリアフリー法制定(2000年)とバリアフリーの整備
- 障害者差別解消法の制定(2013年)と実施
- 障害者権利条約の批准(2014年)など

## 2.脱施設化への政策転換の課題

一方で、下記のように根深く残る課題があり、遅々として脱施設が進まないといった現状がある：

- 分離教育中心の教育制度
- 障害者福祉サービスを含め各種制度は、家族によるケアを前提としてつくられている
- 施設への新規入所者数は減っておらず待機者数は増加している；それまで在宅でケアしてきた親が自分の高齢化に伴い将来の不安を持ち、障害のある本人を施設入所させたいと考える傾向がある
  - ・つまり、施設や病院から地域社会への脱施設化と、家族や保護者宅からの自立生活への移行という、二本立ての対策が必要である
- 現状では、入所施設職員や地域ケア法人の自助努力に任されている；地域移行支援の施策は理念的なものにとどまり、政策的な枠組みが存在しない

★COVID19 パンデミックの影響で障害者権利条約の日本の審査が延期されてきたが、2022年の夏には実施される見込みである。障害者権利委員会から日本に出される予定の総括所見（勧告）を追い風として、何としても日本の政策実施の方向性を脱施設化へと転換していく必要がある。